

教 育 委 員 会 11 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会11月定例会

開催日 平成29年11月24日（金）午後1時30分～午後2時15分

開催場所 議会棟4階 第1・2会議室

出席者 高須教育長、岩根教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、真野委員

事務局等出席者

荻野学校教育部長、有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長、田伏社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、玉川施設給食課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、赤堀青少年課長、川原青少年課長、高宮教育政策総務課長代理兼係長、中村教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会11月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、岩根教育長職務代理者をお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が1件、議決事項が1件でございますが、追加議案として、議案第41号、市長からの意見聴取についてが提出されております。

そこで、議案第41号、市長からの意見聴取についてを追加し、議案第40号の後に、議案第41号の順で審議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

それではまず、本日の配付資料について確認をしたいと思います。

事務局から、説明をお願いします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会議案書及び追加議案書でございます。

以上でございます。

○高須教育長

それでは、議案書1・2ページ、10月・11月教育委員会一般事務報告について、お伺いいたします。

事務局から、報告事項はございませんか。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

10月・11月の一般事務報告をいたします。

まず、行事関係の報告ですが、10月24日に平成29年度近畿市町村教育委員会研修大会が開催されました。

次に、11月6日に大阪府市町村教育委員会研修会、7日に大阪府都市教育長協議会秋季研修会が開催されました。

次に、11月17日に学校訪問、教育委員懇話会、総合教育会議を開催いたしました。

最後に、本日11月24日に教育委員会11月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会の後援の状況について報告いたします。

10月7日から11月8日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で11件ございました。

そのうち新規は1件でございます。内容につきましては、新生児のいる家庭の防災意識を高めていただくための講演会でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

10月・11月の事務報告をさせていただきます。

11月10日、11日に小中学校英語教育特別推進地域研究発表会を開催いたしました。

今研究発表会では、1日目は第四中学校で公開授業を、2日目は市民会館で全体会を行い、2日間で延べ1,406名の参加をいただきました。

参加していただいた方々からのアンケートの一部を紹介させていただきます。

まず、小学校の公開授業につきましては、「子供たちが本当に生き生きとしていて、主体的に学んでいた。授業以外にも学級経営が素晴らしかった。」「1年生がとても積極的に活動に取り組んでいる姿が印象的であった。6年生もクラスルームイングリッシュが定着し、英語の指示も通っていた。」などの声をいただきました。

次に、中学校の公開授業につきましては、「心温まる授業であった。プレゼンテーションをしていた生徒たちの表情がとても良かった。」「日頃の先生の丁寧な指導から生み出されたものではないかと思った。授業は小手先ではだめだと、改めて感じた。」「小中一貫した計画性のある授業を見ることができた。」などの声をいただきました。

最後に、全体会につきましては、「小中連携の在り方について深く考えさせられた。」「学校と教育委員会のつながりを大切にしなければならないと感じた。」「子供たちの持っている可能性を授業の中で引き出していくためのプロセスや、その重要

性を改めて勉強することができ、指導する責任を感じた。今自分ができることを考えていきたい。」などの声をいただきました。

講師の先生方からも、今後の寝屋川の取組に期待しているとお声をいただくとともに、これまでの寝屋川市が進めてきた英語教育に対する評価を始め、今後の英語教育の方向性についての御示唆等もたくさんいただきました。

また、11月15日にイングリッシュ・プレゼンテーションコンテストの予選会が開催されました。どの生徒も一生懸命に練習した成果を発表しておりました。今年度が6回目の大会であり、昨年度同様レベルが高く、1月13日に開催されます本選では、本市9年間の英語教育の目指す子供の姿である大会になると考えております。

是非、御時間ございましたら御参加をいただき、子供たちの姿を御覧いただきますようお願い申し上げます。

また、11月15日、16日に市民会館で寝屋川市小学校音楽会が開催されました。全小学校から一つの学年が出場し、合唱と合奏の発表がありました。どの学校も心が一つとなった素晴らしい発表でございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

小中学校英語教育特別推進地域研究発表会のアンケートは、委員方へ御配りしていただけますか。していなければ、御配りしてください。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

御配りしておりませんでしたので、後日、御配りいたします。

○高須教育長

よろしく申し上げます。

ほかに、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、寺西課長。

○寺西文化スポーツ室課長

11月3日から5日まで、総合センターで開催いたしました第67回寝屋川市民文化祭でございますが、3日間で、9,764名を超える来場者がございました。

今年度も、すさみ町から獅子舞保存会に来ていただきまして、多くの市民の方々に楽しんでいただけた文化祭であったと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に3ページ、11月・12月教育委員会行事計画書について

てお伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

まず、12月4日から19日まで開催されます12月市議会定例会でございますが、13日から15日まで一般質問が行われます。委員の皆様におかれましては、傍聴のほど、よろしくお伺いいたします。

次に、12月22日に教育委員懇話会、教育委員会12月定例会の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、御出席賜りますようによろしくお伺いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

11月・12月の行事計画を報告させていただきます。

12月1日に市民体育館で小学生スポーツ大会が開催されます。市内の各小学校の4年生から6年生までのいずれかの学年が、クラス単位で縄跳びの8字跳びを行います。

また、12月13日に中学生サミットが教育研修センターで開催されます。後期の新しい生徒会役員による顔合わせ、自校紹介、環境、いじめ撲滅、笑顔挨拶の各部門からの発表・交流等が行われる予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、尾崎館長。

○尾崎中央図書館長

議案書の11・12月教育委員会行事計画書には記載しておりませんが、12月18日から27日までの間、寝屋川市駅前図書館市民ギャラリーで、来年が明治150周年に当たることから、明治150年記念展示を行いたいと考えております。なお、12月24日には、大阪電気通信大学教授からの御講演も考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、何か御質問等はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

11月10日、11日に小中学校英語教育特別推進地域研究発表会がありました。

私は、寝屋川市の小中一貫教育を進める核になるのは英語教育であると考えており、非常に興味、関心を持って参加させていただきました。

小学生、中学生、先生方の熱心な姿が非常に印象的で、また授業の内容にも驚いたり、感心したりの連続でございました。

とりわけ、良かったと感じた点は、小学校から中学校への学習のつながりがしっかりできているということです。この点については、初日の公開授業、2日目の全体会の講演の中でも、いろいろなお話をいただき、しっかりと学習のつながりができていることを確認できたことも非常に良かったと思います。

小中一貫教育を進める中で、課題はやはり学習のつながりが上手くできているかどうかということだと思いますが、実際のところ小中はしっかり連携しながら対応されていると強く感じました。

寝屋川市の英語教育については、どちらかという道なき道を歩んできたと考えますが、今後の英語教育を充実、発展させる本当に良い機会であったと感じました。

今後も、子供たちの英語力、コミュニケーション力、学力の向上を図るということで、更なる発展をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

はい、ありがとうございます。

ほかに、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、11月・12月教育委員会行事計画書については、予定どおり、よろしくお願いいたします。

次に、4ページでございます。

報告第20号、懲戒処分に関する内申についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退席)

(関係者以外入室)

○高須教育長

ただ今、報告が終了いたしました。

それでは、報告第20号、懲戒処分に関する内申についてを報告どおり承認いたしま

す。

それでは、議決事項に移ります。

5 ページでございます。

議案第40号、寝屋川市教育財産管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、玉川課長。

○玉川施設給食課長

ただ今御上程いただきました議案第40号、寝屋川市教育財産管理規則の一部を改正する規則につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、教育財産である社会教育施設等で飲料用自動販売機等の設置に伴う財産貸付を行う場合に、寝屋川市教育財産管理規則において、これまで財産貸付に関する規定がなく、教育財産の貸付に当たって、寝屋川市公有財産管理規則を適用し、事務処理を行ってきておりましたが、これを改め、寝屋川市教育財産管理規則に、財産貸付に関する規定等を設けるため、規定の改正について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明申し上げます。

内容につきましては、議案書 8 ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第 1 条につきましては、これまで第 1 条に趣旨の規定、第 2 条に定義の規定としていたものを、第 1 条に集約し、趣旨の規定とし、第 2 条を削除するものでございます。

次に、第 9 条第 2 項につきましては、教育財産の使用許可に、暴力団に関する規定がなかったため、暴力団に関する規定を加えたものでございます。

次に、第18条第 2 号中、委員会の文言を、教育委員会に改め、文言の整理を行うものでございます。

次に、第22条につきましては、教育財産の貸付等の規定を新たに加えたものでございます。

次に、第22条の追加によりまして、現行の第22条、文書等の様式に関する規定を第23条に、現行の第23条、委任に関する規定を第24条に改めるものでございます。

次に、別表につきましては、根拠条文の修正を行ったものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

この改正は、何を想定したものかを具体的に説明してください。

はい、玉川課長。

○玉川施設給食課長

現在、社会教育施設であるエスポアール、市民体育館、池の里市民交流センター、地域交流センターにおいて、自動販売機を設置しておりますが、これまで寝屋川市公有財産管理規則を適用し、貸付けを行っておりましたが、これを改めまして、寝屋川市教育財産管理規則に財産貸付の規定を設け、今後はそれに基づいて、貸付けを行いたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第40号、寝屋川市教育財産管理規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、追加議案書を御覧ください。

1 ページでございます。

議案第41号、市長からの意見聴取についてを議題といたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第41号、市長からの意見聴取について、12月市議会定例会において提出される教育委員会に係る議案につきまして、協議をお願いするものでございます。

それでは、順次議案の内容につきまして、御説明いたします。

○高須教育長

では、始めに、1、寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の説明をお願いいたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。

なお、条文の朗読は省略させていただきまして、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

まず、4 ページを御覧ください。

まず、改正理由といたしましては、国家戦略特別区域法の改正に伴い、同法の引用条項に関わる規定の整理を行うため、本条例等の一部を改正するものでございます。

次に、教育委員会所管部分に関する改正内容といたしましては、第2条、寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例にあります、第11条第3項第1号中の「国家戦略特別区域限定保育士」について引用する国家戦略特別区域法の規定を「第12条の4第2項」から「第12条の5第2項」に改めるものでございます。

また、附則としまして、施行期日は公布の日といたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、2、寝屋川市立幼稚園条例の一部改正の説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市立幼稚園条例の一部改正について、御説明いたします。

なお、条文の朗読を省略させていただきまして、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

それでは、6ページを御覧ください。

まず、改正の理由といたしましては、寝屋川市立幼稚園について、神田幼稚園を南幼稚園に統合し、神田幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容といたしましては、名称及び位置（別表関係）につきまして、神田幼稚園に関する規定を削るものでございます。

また、附則といたしまして、施行期日は平成32年4月1日といたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、3、寝屋川市立市民体育館条例の一部改正の説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市立市民体育館条例の一部改正について、御説明いたします。

なお、条文の朗読は省略させていただきまして、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

それでは、8ページを御覧ください。

まず、改正の理由といたしましては、市民体育館の駐車場の利用につき、駐車料金を徴収することから、当該利用料金について定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容といたしましては、利用料金の納入（第6条、別表関係）につきまして、体育館の駐車場を利用する場合の利用料金は、大型・中型車両につきましては1台1日につき3,000円の範囲内、普通車両等につきましては1台1時間につき100円の範囲内において定めるものとし、当該利用料金は、後納とするものでございます。

また、附則としまして、施行期日は平成30年4月1日とし、経過措置としまして、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に体育館の駐車場を利用する場合における利用料金について適用するものいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

備考3の普通車両等について、平日の規定はありますが、土日祝に利用する場合の利用料金に上限はありますか。

○高須教育長

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

平日は上限800円、土日祝は上限を設けず、1時間につき100円の料金を考えております。

○高須教育長

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

土日祝は、仮に12時間駐車すれば1,200円、24時間駐車すれば2,400円かかるということでしょうか。

○高須教育長

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

そのとおりでございます。

ただ、教育委員会として、平日は1台1日につき上限を800円と定めているだけであり、指定管理者からどのような利用料金の提案があるのかは、現在定かではございません。

○高須教育長

その内容を、条例や規則に規定する必要はありませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

規定する必要はございません。

教育委員会として、上限を定めているだけですので、指定管理者からの提案で上限

額が変わるようであれば、指定管理者から提案のあった利用料金を承認させていただきます。あくまで、上限の設定を条例に規定しているものです。

○高須教育長

はい、分かりました。

ただ、市民の方々等への周知は必要だと考えますので、その辺りの対応は考えていますか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

市民体育館の利用者や広報掲載等々による周知は図ってまいります。

○高須教育長

はい、分かりました。

岩根教育長職務代理人、よろしいですか。

○岩根教育長職務代理人

はい、理解しました。

○高須教育長

しっかりと市民の方々等への周知をお願いいたします。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、4、寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正の説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正について、御説明いたします。

なお、条文の朗読は省略させていただきまして、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

まず、改正の理由といたしましては、多目的室の使用に係る使用料について定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容といたしましては、多目的室の使用に係る使用料は、10ページ下段から11ページ上段にあります表のとおりとし、当該使用料は前納とするものでございます。

また、附則といたしまして、施行期日は平成30年4月1日とし、経過措置といたしまして、改正後の規定は、この条例の施行の日以後にセンターの施設を使用する場合における使用料について適用し、同日前にセンターの施設を使用する場合における使用料については、従前どおりの例によることにいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

以前は、池の里市民交流センターのみ使用料が安かったと考えますが、今回、寝屋川市のほかの施設の使用料に合わせ、設定するという事でよろしいですか。

また、備考2の使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、この表に規定する金額の5倍に相当する額とすると規定がありますが、例えば、どこかの団体が使用された場合、入場料を徴収することになれば、この表に規定されているとおりの5倍の使用料を徴収するという理解でよろしいですか。

○高須教育長

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

まず、1点目の御質問につきましては、近隣の施設の使用料のほぼ同額に合わせて設定するという事で間違いございません。

それから、2点目の御質問にあった備考の2につきましては、岩根教育長職務代理者がおっしゃったように、この表に規定する5倍の額を徴収することとします。

これは、入場料等を徴収するといった場合は5倍とし、また市民体育館等も同様に5倍の額を徴収することと条例で規定しております。

○岩根教育長職務代理者

分かりました。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、5、平成29年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）の説明をお願いします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

平成29年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

12ページを御覧ください。

歳出でございます。

補正内容につきましては、全て職員変動等に伴う人件費等の精算に係る補正でございます。

まず、款、教育費、項、教育総務費、目、教育委員会総務費、2,841万2,000円の減額補正でございます。

続きまして、目、教育研修センター費、補正額1,000円でございます。

続きまして、項、小学校費、目、学校管理費、補正額1,513万8,000円でございます。

続きまして、目、学校給食費、1,906万7,000円の減額補正でございます。

続きまして、項、中学校費、目、学校管理費、256万2,000円の減額補正でございます。

す。

続きまして、項、幼稚園費、目、幼稚園管理費、1,683万3,000円の減額補正でございます。

次に、13ページでございます。

項、社会教育費、目、社会教育総務費、325万4,000円の減額補正でございます。

次に、目、図書館費、1,872万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、目、青少年教育費、補正額5万8,000円でございます。

続きまして、目、留守家庭児童会費、1,258万円の減額補正でございます。

続きまして、項、社会体育費、目、社会体育総務費、補正額3,000円でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、最後に、6、指定管理者の指定（寝屋川市立市民体育館）の説明をお願いいたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

指定管理者の指定（寝屋川市立市民体育館）について、御説明いたします。

それでは、14ページを御覧ください。

寝屋川市立市民体育館の指定管理者を指定するため、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の第5条の規定に基づき、寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会の意見を聴き、審査を行った結果、指定管理者の候補者として、特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟を選定いたしました。

なお、指定の期間としましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第41号、市長からの意見聴取についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会11月定例会を終了させていただきます。